



芦都総第137号
平成29年4月25日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様
芦屋市監査委員 森 しずか 様

芦屋市長 山中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成29年4月13日付け芦監報第2号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、都市建設部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【都市建設部 公園緑地課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 東浜公園支障木剪定等業務委託について、業務が完了し検収が行われてから委託料の支払までに相当の時間を要している。他の委託料や工事請負費においても同様のケースが散見されることから、業務完了後は速やかに支払手続を進めるよう改められたい。</p> <p>(2) 三条北公園ほか清掃業務委託について、その委託契約書第10条第1項に「受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。」とある。本件の場合、毎月、清掃業務実施報告書が提出されているが、委託契約書第10条第1項にいう「業務完了報告書」は提出されていない。その他の委託契約においても同様のケースが散見されることから、今後は委託業務の実状に応じて契約期間満了後に「業務完了報告書」を徴取するのか、あるいは「業務完了報告書」に代わるものとして、仕様書に明記して、適宜、受託者から報告書を徴するのか等検討し、契約書と実務に齟齬がないよう改められたい。</p> <p>(3) 市内公園清掃業務委託（受託者が自治会等）について、平成29年1月4日受理の住民監査請求に基づく監査を実施した結果、一部に不適切な契約がなされていたことが判明したことから、今後は契約を適切に行うよう改められたい。また、上記監査結果における意見を踏まえ、新規契約時、もしくは契約の更新時に契約先の団体がどのような団体であるのかその活動内容、組織の実態等を把握するよう改められたい。</p>	<p>(1) 速やかに支払手続を進めるよう、請負業者に請求書の提出を促すことも含めて、指導を徹底するよう改めます。</p> <p>(2) 平成29年度より、契約書に基づき毎月提出を求める報告書について、業務完了報告書として提出させるよう改めます。</p> <p>(3) 市内公園清掃業務委託について、契約に係る事務を適切に行うとともに、契約締結団体の活動内容の確認及び組織の実態把握等に努めてまいります。</p>

監査結果報告に対する措置について

【都市建設部 道路課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 春日町19街区先公益灯新設工事について、業務が完了し検収が行われてから工事請負費の支払までに相当の時間を要している。他の委託料や工事請負費においても同様のケースが散見されることから、業務完了後は速やかに支払手続を進めるよう改められたい。</p> <p>(2) 山手幹線芦屋川隧道搬送装置保守点検業務委託について、その委託契約書第10条第1項に「受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。」とある。本件の場合、毎月、保守点検報告書が提出されているが、委託契約書第10条第1項にいう「業務完了報告書」は提出されていない。その他の委託契約においても同様のケースが散見されることから、今後は委託業務の実状に応じて契約期間満了後に「業務完了報告書」を徴取するのか、あるいは「業務完了報告書」に代わるものとして、仕様書に明記して、適宜、受託者から報告書を徴するのか等検討し、契約書と実務に齟齬がないよう改められたい。</p>	<p>(1) 速やかに支払手続を進めるよう、請負業者に請求書の提出を促すことも含めて、指導を徹底するよう改めます。</p> <p>(2) 平成29年度より、契約書に基づき、毎月提出を求めるについても業務完了報告書として提出させるよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【都市建設部 防災安全課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) あゆみ橋防災・防犯カメラシステム非常通報監視業務及び同システム更新業務委託契約について、受託者からの「通知」のみで再委託が行われているが、契約書第4条に「受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。」と規定しているので、「通知」ではなく再受託者名を明記した書面による「許可申請」の提出を受けて承諾するよう改められたい。</p> <p>(2) 耐震性貯水槽保守点検業務委託について、本業務は防災安全課が上下水道部に対して業者への業務委託を依頼し、上下水道部が業者に保守点検業務を委託しているもので、防災安全課は応分の負担分を上下水道部に支払うものである。このように、防災安全課は上下水道部と委託契約を結んでいるものではないので、上下水道部への支払いは委託料ではなく「工事負担金」で支出するよう改められたい。</p> <p>(3) こども見守り巡回パトロール業務委託契約について、その委託契約書第10条第1項に「受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。」とあるが、業務完了報告書が提出されていない。その他の委託契約においても業務完了報告書が提出されていないケースが散見されたので、今後は契約書どおり業務完了報告書を徴取するよう改められたい。</p>	<p>(1) 平成28年度の契約より、受託者が委託業務の処理を他に委託する場合には、再受託者名を明記した書面による「承諾願」の提出を受けて承諾するよう改めております。</p> <p>(2) 平成29年度より、耐震性貯水槽保守点検業務委託における防災安全課の応分の負担分について、「負担金」で支出するよう改めます。</p> <p>(3) 平成29年度より、契約書に基づき定期的に提出を求める報告書について、業務完了報告書として提出させるよう改めます。</p>